

○南アルプス市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和3年3月23日

告示第60号

南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱（平成22年南アルプス市告示第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者（この条において「要支援者」という。）にあって成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用の一部を助成することで成年後見制度の利用を支援し、もって要支援者が自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「施設」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）にいう保護施設
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条にいう指定障害者支援施設
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第20条にいう旧法指定施設
- （4）老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設又は国立保養所
- （5）介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設
- （6）医療法（昭和23年法律第205号）にいう医療提供施設（介護給付の対象となる施設は除く。）
- （7）前各号の類似施設で市長が認める施設

（対象者）

第3条 南アルプス市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- （1）市内に住所を有する者又は本市の措置若しくは給付決定等により市外の施設を利用している者
- （2）預貯金、現金及び有価証券、生命保険等の売却又は解約により得られる額（以下「預貯金等」という。）から家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）に基づき家庭裁判所が決定した報酬額（以下「家庭裁判所決定額」という。）又は家庭裁判所の審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を減じて得た額が30万円以下の者。ただし、第6条第2項第2号の規定により算出した助成金の額が零となる者は除く。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件
- 2 前項の規定にかかわらず、本市以外の他の地方公共団体による措置又は給付決定等により施設を利用している者は、この事業の対象としない。

(対象となる費用)

第4条 事業の対象となる費用は、次のとおりとする。

- (1) 審判請求費用
- (2) 親族でない第三者である後見人、保佐人又は補助人（監督人が選任されている場合は監督人（未成年後見人又は任意後見人を除く。）を含む。以下「後見人等」という。）に対する報酬（以下単に「報酬」という。）

(助成金の適用)

第5条 前条第1号の費用は、申立て時に適用する。

- 2 前条第2号の報酬は、家庭裁判所が法第39条に基づく報酬付与の審判をしたときに適用する。

(助成額の上限等)

第6条 審判請求費用の助成額は、これに要する費用の相当額とする。

- 2 報酬に係る助成額は、施設に入所している者にあつては月額1万8,000円を、その他の者にあつては月額2万8,000円を上限額（以下この項において「助成上限額」という。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者が有する預貯金等の額が30万円以下の場合 家庭裁判所決定額又は助成上限額のいずれか少ない額
- (2) 対象者が有する預貯金等の額が30万円を超える場合 30万円から当該預貯金等の額と家庭裁判所決定額との差額を減じて得た額又は助成上限額のいずれか少ない額（当該少ない額が零を下回る場合は、零とする。）。
- 3 複数人の後見人等が選任されている場合は、当該後見人等ごとに前項の規定により助成額を算出する。
- 4 助成の対象となる期間に施設入所期間とその他の期間がある場合は、全日施設に入所している月にあつてはその月の上限額を1万8,000円と、施設に入所していない日が1日以上ある月にあつてはその月の上限額を2万8,000円とし、これを合算して助成の対象となる期間の上限額を求めるものとする。この場合において、医療法にいう医療提供施設に入院したときは、入院の日の翌日から退院の日の前日までを施設入所として取り扱うものとする。

(市長の審判請求)

第7条 市長は、対象者の預貯金等に応じて法第28条第2項の規定による費用負担を求めることができる。

(助成に係る申請)

第8条 審判請求費用又は報酬に係る助成を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、成年後見制度利用支援事業助成申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、家庭裁判所の審判があった日から起算して3月以内に市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を成年後見制度利用支援事業助成(決定・否決定)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定による決定通知書を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その請求をするときは、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第3号)により市長に提出するものとする。

(審判請求費用及び報酬の助成)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、助成決定者の収入及び資産の状況を調査した上で、審判請求費用及び報酬に係る助成をするものとする。

(後見人等の報告義務)

第11条 この事業の助成を受けている者の後見人等は、助成決定者の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、資産状況等変更報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(死亡後の報酬助成)

第12条 助成決定者が死亡した後の報酬は、遺留資産で不足する金額に限り助成するものとする。

(返還)

第13条 市長は、助成決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月18日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第8条の規定は、この告示の施行の日以後に家庭裁判

所の審判があったものについて適用し、同日前に家庭裁判所の審判があったものについては、なお従前の例による。

（南アルプス市成年後見制度に係る市長による審判請求手続等に関する要綱の一部改正）

- 3 南アルプス市成年後見制度に係る市長による審判請求手続等に関する要綱（平成22年南アルプス市告示第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成申請書

(宛先)南アルプス市長

申請者 住所
(被後見人等) 氏名
後見人等 住所
氏名

次のとおり成年後見制度利用支援事業の助成を受けたいので、申請します。

後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
助成内容	報酬 ・ 審判請求費用
助成申請額	円
対象期間	年 月 日～ 年 月 日
対 象 期 間 の う ち、施設に入所 又は病院に入院 していた期間	年 月 日～ 年 月 日 (施設名) 年 月 日～ 年 月 日 (施設名) 年 月 日～ 年 月 日 (施設名)

〈添付書類〉

助成内容	報酬	審判請求費用
必要書類	1 報酬付与の審判書謄本の写し 2 登記事項証明書の写し 3 被後見人等の財産目録等の写し 4 財産目録根拠資料等の写し	1 登記事項証明書の写し 2 審判請求費用が分かる書類の写し 3 被後見人等の財産目録等の写し 4 財産目録根拠資料等の写し

様式第2号(第8条関係)

南アルプス市指令 第 号
年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成（決定・否決定）通知書

様

(後見人) 様 南アルプス市長 印

年 月 日に申請がありました、標記の助成について、次のとおり
(決定・否決定)しましたので通知します。

決定の内容	助成決定 ・ 助成否決定		
助成内容	報酬 ・ 審判請求費用		
助成金額	円		
助成決定者 氏名		助成決定者 生年月日	明・大 年 月 日 昭・平
助成決定者 住所	TEL ()		
後見人等氏名			
後見人等住所	TEL ()		

〈交付条件〉

- (1) 助成金を目的以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 助成決定者又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告してください。

様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

(宛先)南アルプス市長

助成決定者 住所
(被後見人等) 氏名
後見人等 住所
氏名

南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱第 9 条の規定により次のとおり請求します。

助成内容	報酬 ・ 審判請求費用		
助成金額	円		
振込口座	金融機関名	支店名	口座番号
	口座種別	口座名義人	
	普通 ・ 当座	(フリガナ)	

〈注意〉
・ 口座名義は被後見人等の本人口座、又は後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座に限ります。

〈添付書類〉
・ 成年後見制度利用支援事業助成通知書(様式第 2 号)の写し 1 通

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

資産状況等変更報告書

(宛先)南アルプス市長

報告者 住所
氏名

このたび、被後見人等の状況に変化が生じましたので、次のとおり報告します。

被後見人等氏名		被後見人等 生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
被後見人等住所	TEL ()		
変更のあった内容	事由発生年月日 年 月 日		

〈注意〉
報告者は、本人又は後見人等に限ります。

様式第 1 号 (第 8 条関係)
様式第 2 号 (第 8 条関係)
様式第 3 号 (第 9 条関係)
様式第 4 号 (第 11 条関係)